承認第5号

保険年金課

専決処分の承認を求めることについて(志摩市国民健康保険税条例の一部改正について)

# 1. 条例改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月28日に可決成立し、それに伴う 地方税法施行令が令和6年4月1日施行となったため、国民健康保険税条例の一部 を改正したものです。また、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕が ないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としております。

# 2. 改正条例の要点

① 国民健康保険税の課税限度額等の引き上げ

【第2条第3項ただし書及び第23条第1項】

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円(現行:22万円) に引き上げる。

### 【第23条第1項第2号及び第3号】

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万5千円(現行:29万円)に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を54万5千円(現行:53万5千円)に引き上げる。

② 施行期日:令和6年4月1日

本改正については、令和6年度以後の年度分の保険税に適用し、令和5年度 までの保険税は、なお従前の例によるものとなります。

#### 3. 改正による効果等

課税限度額及び軽減対象世帯判定所得基準引き上げることにより、保険税負担の 公平を図り、中間及び低所得層の負担をその範囲内において緩和する効果が期待 されます。 現行

改正後

(課税額)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者に つき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別 平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 22万円とする。

# 4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(課税額)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者に つき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別 平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 24万円とする。

#### 4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

- (1) (略)
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア〜カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~カ (略)

2 · 3 (略)

- (1) (略)
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア〜カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア~カ (略)

2 · 3 (略)